

新たに事業を始める方へ

確かな創業の お手伝い



白山商工会議所では、
創業を考えている方や創業間もない方を対象に、創業支援を行っております。
資金計画や販路開拓、各種施策のサポートまで何でもご相談ください！



企業を育て、地域に貢献
商工会議所

**白山商工会議所
中小企業相談所**

〒924-0871 白山市西新町159-2

TEL(076)276-3811 FAX(076)276-3812

E-mail:info@hakusancci.or.jp

URL:www.hakusancci.or.jp

創業に伴う届出については、**1. 税務関係**、**2. 社会保険関係**、業種によっては**3. 許認可**が必要となる場合があります。

1 税務関係

税務関係の届出書類



国税庁HP
二次元コード
詳細はこちら



個人事業

届出先	種類	提出期限等
所轄税務署 ^{*1}	個人事業の開業・廃業等届出 必須	事業開始等の事実があった日から1カ月以内 e-Taxにより提出の場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要 書面によりマイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、その都度申請をする方の本人確認書類の提示または写しの添付が必要
	青色申告承認申請書 任意	原則、青色申告をしようとする年の3月15日まで 創業と同時に青色申告をしたい場合は、事業開始の日から2カ月以内
	(従業員などに給与を支払うとき) 給与支払事務所の開設届出書	開設した日から1カ月以内
	(専従者給与を支払うとき) 青色事業専従者給与に関する届出書	必要経費に算入しようとする年の3月15日まで (その年の1月16日以降に開業した人や新たに専従者がいることになった場合は、開業日から2カ月以内)
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 (常時10人未満、1～6月分：7月10日、7月12月分：1月20日)	特例を適用したい月の前月 提出がない場合は給与支払の翌月10日までに納付
	適格請求書発行事業者の登録申請書 任意 (適格請求書を発行し消費税の仕入税額控除を受けられる) ※免税事業者でも消費税を納める必要がある	登録希望日の15日前まで パソコンを利用して申請する「e-Taxソフト (WEB版)」またはスマートフォンやタブレットを利用して申請する「e-Taxソフト (SP版)」でも申請可
	石川県税務事務所 事業開始申請書 必須	事業を開始した日から起算して1カ月以内

法人事業

届出先	種類	提出期限等
所轄税務署 ^{*1}	法人設立届出書 必須	設立の日から2カ月以内 定款の写しなどの定められた書類の添付が必要
	(従業員に給与を支払うとき) 給与支払事務所の開設届出書	開設した日から1か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書 任意	確定申告の提出期限まで 提出しない場合は、法定評価方法の「最終仕入原価法による原価法」となります
	減価償却資産の償却方法の届出書 任意	確定申告の提出期限まで 減価償却の償却方法を選定して届け出る手続きです。提出しない場合は、資産ごとに決められた償却方法で計算されます。
	青色申告承認申請書 任意	設立後3カ月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日まで
石川県税務事務所	法人設立等申告書 必須	事業を開始した日から起算して1カ月以内
市 市民税課	法人等の設立 (支店等の設置)・異動変更申告書 必須	新たに市内に法人を設立または、支店・営業所等を設置から10日以内 登記簿謄本および定款の添付が必要

申告の種類

	白色申告	青色申告①	青色申告②	青色申告③
事前申請	なし	必要	必要	必要
簿記の種類	単式簿記	単式簿記	複式簿記	複式簿記
確定申告の提出書類	収支内訳書 確定申告書	青色申告決算書 確定申告書	青色申告決算書 確定申告書	青色申告決算書 確定申告書
電子申告または電子帳簿保存	不要	不要	不要	必要
特別控除額	なし	10万円	55万円	65万円

青色申告のメリット

青色申告特別控除ができる
(最高65万円)

専従者の給与を経費に
算入できる

貸倒引当金の計上ができる

純損失の繰越と繰戻しができる



2 社会保険関係

健康保険・厚生年金保険・労働保険

日本年金機構HP
二次元コード
詳細はこちら



健康保険・厚生年金保険		
届出先	種類	提出期限等
年金事務所	健康保険・厚生年金保険 新規適用届	法人は全て適用事業所となるので、「会社設立日」から5日以内 ※添付書類：法人登記簿謄本(商業登記簿本)、法人番号指定通知書のコピー
	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届	個人事業所は従業員を5人以上雇用するに至った日から5日以内 (サービス業の一部等についてはこの限りではありません) ※添付書類：事業主の世帯員全員の住民票、代表者の公租公課の領収書 ※従業員が5人未満でも、任意適用事業所として加入できます。 それ以外の場合は、従業員個人での国民健康保険・国民年金への加入が必要です。(第3号被保険者を除く)
雇用保険 ^{*2}		
公共職業安定所 (ハローワーク)	雇用保険適用事業所設置届	雇用保険被保険者となる従業員を雇用した日の翌日から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者となった日の属する月の、翌月10日まで
労災保険 ^{*2}		
労働基準監督署	保険関係成立届	初めて従業員を雇用した日の翌日から10日以内
	概算払保険料申告書	従業員を雇用し、保険関係が成立した日から50日以内

個人事業主は、国民健康保険・国民年金の届出が必要です。届出先は市役所です。

3 許認可

主な許認可業種



業種によっては、許認可や届け出が必要な場合があります。また許認可等の取得には時間や費用がかかるので確認が必要です。記載以外にも許認可が必要な業種もあります。詳しくは県、市のホームページでご確認ください。

都道府県		国土交通省(運輸局・整備局)		保健所	
宅地建物取引業	免許	旅客運送業	許可	飲食店	許可
土木建築業	許可	貨物運送業	許可	キッチンカー	許可
建築士事務所	登録	測量・地質調査業	登録	菓子製造業	許可
電気工事業	登録	観光庁		そうざい製造業	許可
化粧品製造業	許可	旅行者(第1種)	登録	食肉・鮮魚小売店	許可・届出
産業廃棄物処理業	許可	警察署		他の食料品製造業	許可・届出
旅行者(第1種以外)	登録	中古自動車販売店	許可	食料品小売店	届出
旅行者代理業	登録	リサイクルショップ	許可	菓子・パン小売業	届出
市町村		警備業	認定	青果小売業	届出
一般廃棄物処理業	許可	自動車運転代行業	認定	弁当小売業	届出
厚生労働省(労働局)		税務署			
職業紹介業	許可	酒類卸売業	免許		
労働者派遣業	許可	酒類小売業	免許		



- *1 納税地を所轄する税務署。個人事業所の場合は、事業主の住民票所在地です。事業主の所在位置が白山市であれば、店舗が他の市でも所轄税務署は松任税務署となります。
- *2 雇用保険、労働保険の手続きは、白山商工会議所労働保険事務組合でも取り扱っております。

4 創業者支援の施策



はくさん創業応援塾

年に複数回白山商工会議所で開催する創業予定者、創業者等を対象としたセミナー。これから事業を始める方の心構え、事業計画の立て方、経営の基本や各種手続き、融資制度や補助金、成功事例の紹介など創業に役立つ情報を提供しています。

また、「はくさん創業応援塾」を受講し、その後3回の個別指導を受けた方は、申請すると白山市から「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書が発行され、補助金申請時の補助上限の引き上げや、登録免許税の軽減などの優遇措置を受けられる場合があります。

石川県経営力総合支援アドバイザー派遣制度

創業予定者の課題やニーズに応じて、適切な専門家を派遣し課題解決を図ります。相談費用は無料です。

白山市起業家支援補助金

白山市内で新たに起業する方を対象とした補助金。事務所や店舗等の開業に必要な工事費、および賃貸料、機械設備および備品購入費等の2分の1（上限30万）を補助します。

なお、40歳未満の若者は上限20万円、白山ろく地域での開業は上限120万円が上記に加算されます。

日本政策金融公庫

・新規開業資金（新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方）

- 資金用途：事業資金 融資限度額：72,000千円（うち運転資金48,000千円）
- 期間：設備20年以内（据置5年以内）、運転10年以内（据置5年以内）
- 利率：0.90%～3.70%以内 無担保 保証人なし

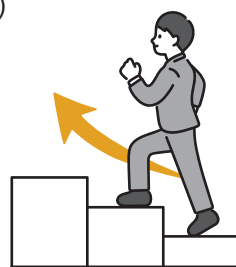
石川県小口零細融資

※白山市創業者支援融資利子補給金の対象

・創業者支援分（開業後1年未満の方）

- 資金用途：事業資金 融資限度額：20,000千円
- 期間：設備7年以内（据置1年以内）、運転5年以内（据置1年以内）
- 利率：1.70%以内 無担保 保証協会付き（別途保証料必要）

※女性および29歳以下または、55歳以上の方による開業の場合の利率は上記利率から△0.2%



白山市創業者支援融資利子補給金

新たに事業を開始する創業者を支援するため、県や日本政策金融公庫が実施する創業者向けの融資制度を利用した場合に、3年間、支払利子の一部（上限10万円/年度）を補助します。

5 創業までのフローチャート

STEP 1

事業計画を立てる

- ・資格や許可の確認（申請）
- ・創業資金の準備（自己資金、融資）
- ・必要経費や売上高、利益、（返済計画）などの予測
- ・専従者や従業員の検討
- ・屋号の検討



STEP 2

届出に備える

- ・マイナンバーカードの取得
- ・印鑑、ゴム印の準備
- ・事業用金融機関口座の開設
- ・事業用クレジットカードの準備



STEP 3

関係機関への届出

- ・税務署へ開業届等の届出
- ・県税事務所へ事業開始申請書の届出
- ・県等へ許可認可等の申請

STEP 4

その他への準備

- ・名刺やチラシ、案内状の準備
- ・ホームページの準備

